

# ○須高行政事務組合職員の特別退職制度実施規程

(平成22年3月30日訓令第1号)

須高行政事務組合職員構成の適正化に関する要綱(平成9年訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、職員の新陳代謝を促進し、職員構成の是正と行政能率の向上を図るため、定年前に退職する職員に対し有利な退職の機会を与えることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の特別退職制度に関する規定)

**第2条** 職員の特別退職制度については、須坂市職員の特別退職制度実施規程(平成21年須坂市訓令第1号)の適用を受ける職員の例による。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成21年9月1日から適用する。